

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成19年3月29日(2007.3.29)

【公表番号】特表2006-516394(P2006-516394A)

【公表日】平成18年7月6日(2006.7.6)

【年通号数】公開・登録公報2006-026

【出願番号】特願2006-501520(P2006-501520)

【国際特許分類】

A 2 3 G 4/00 (2006.01)

【F I】

A 2 3 G 3/30

【手続補正書】

【提出日】平成19年1月31日(2007.1.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも2つの個々の合着チューインガム構成単位を含むチューインガムタブレットであって、

前記チューインガム構成単位のうちの少なくとも1つが圧縮ガムベース顆粒を含み、そして

該圧縮ガムベース顆粒が少なくとも1つの生分解性ポリエステルポリマーを含むチューインガムタブレット。

【請求項2】

実質的に全てのチューインガムポリマーが生分解性である請求項1に記載のチューインガムタブレット。

【請求項3】

生分解性ポリマーの少なくとも1つが、ガムベース顆粒の約1重量%～約100重量%である請求項1または2に記載のチューインガムタブレット。

【請求項4】

前記生分解性ポリマーの少なくとも1つが少なくとも1つのアルコールまたはその誘導体と少なくとも1つの酸またはその誘導体との反応により生成されるポリエステルを含む請求項1～3のいずれか1項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項5】

前記アルコール誘導体がアルコールのエステルからなる請求項1～4のいずれか1項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項6】

前記生分解性ポリマーの少なくとも1つが少なくとも1つの環状エステルの重合により得られるポリマーを含む請求項1～5のいずれか1項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項7】

前記チューインガムが少なくとも2つの異なるポリマーを含む請求項1～6のいずれか1項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項8】

タブレットの少なくとも5重量%のガムベース含量を含む請求項1～7のいずれか1項

に記載のチューインガムタブレット。

【請求項 9】

チューインガムタブレット(10、20、30、40、50)がタブレットの少なくとも10重量%、好ましくは少なくとも15重量%のガムベース含量を含む請求項1～8のいずれか1項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項 10】

前記チューインガムが異なる濃度または組成のガムベースを有する少なくとも2つのチューインガム構成単位を含む請求項1～9のいずれか1項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項 11】

少なくとも1つの生分解促進化合物を含む請求項1～10のいずれか1項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項 12】

前記少なくとも1つの生分解促進化合物が酵素を含む請求項1～11のいずれか1項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項 13】

前記生分解促進化合物が少なくとも1つのガムベース含有構成単位中に含有される請求項1～12のいずれか1項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項 14】

前記チューインガム構成単位(11、21、31、41)の少なくとも1つが5重量%未満のガムベース含量を有する請求項1～13のいずれか1項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項 15】

前記チューインガム構成単位(11、21、31、41)の少なくとも1つが実質的にガムベースを含有しない請求項1～14のいずれか1項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項 16】

前記実質的にガムベースを含有しないチューインガム構成単位が主成分として甘味料を含む請求項15に記載のチューインガムタブレット。

【請求項 17】

前記主成分として甘味料を含むチューインガム構成単位が、完全にまたは部分的にタブレットを封入するチューインガムタブレットのコーティングを形成する請求項16に記載のチューインガムタブレット。

【請求項 18】

前記生分解促進化合物が、生分解性ポリマーを含む前記少なくとも1つの構成単位から分離された少なくとも1つの実質的にガムベースを含有しない構成単位中に含有される請求項1～17のいずれか1項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項 19】

前記チューインガム構成単位の全てが圧縮により製造される請求項1～18のいずれか1項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項 20】

前記チューインガム構成単位が圧縮により集結される請求項1～19のいずれか1項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項 21】

少なくとも2つ、好ましくは全ての構成単位が一工程で圧縮されかつ集結される請求項1～20のいずれか1項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項 22】

前記チューインガム構成単位の配合が異なる濃度または組成のチューインガム成分を有する請求項1～21の1項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項 23】

前記構成単位がタブレット薄片状層である請求項1～22のいずれか1項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項24】

異なるチューインガム構成単位がタブレット中で分離されるよう意図される成分を含む請求項1～23のいずれか1項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項25】

前記チューインガム構成単位のうちの少なくとも2つが少なくとも1つの分離層により分離される請求項1～24のいずれか1項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項26】

前記ガムベースを実質的に含有しない層のうちの少なくとも1つの厚みが少なくともタブレットの最小幅を20で割った値より大きい請求項1～25のいずれか1項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項27】

前記ガムベースを実質的に含有しない層のうちの少なくとも1つの厚みが0.5mm、好ましくは0.7mmより大きい請求項1～26のいずれか1項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項28】

前記チューインガム構成単位が圧縮性チューインガム構成成分に基づいて製造される請求項1～27のいずれか1項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項29】

前記チューインガムがコーティングを含む請求項1～28のいずれか1項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項30】

前記ガムベースが該ガムベースの1.0重量%未満、好ましくは実質的に0重量%の含水量を有する請求項1～29のいずれか1項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項31】

ガムベース顆粒のサイズが、圧縮前に0.01mm～0.01mm～2mm～2mmの範囲内、好ましくは0.1mm～0.1mm～1.0mm～1.0mmの範囲内である請求項1～30のいずれか1項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項32】

チューインガム構成単位のうちの少なくとも1つが有効成分を含み、それによりタブレットの前記チューインガム構成単位間の物理的または化学的相互作用を回避する請求項1～31のいずれか1項に記載のチューインガムタブレットの製造方法。